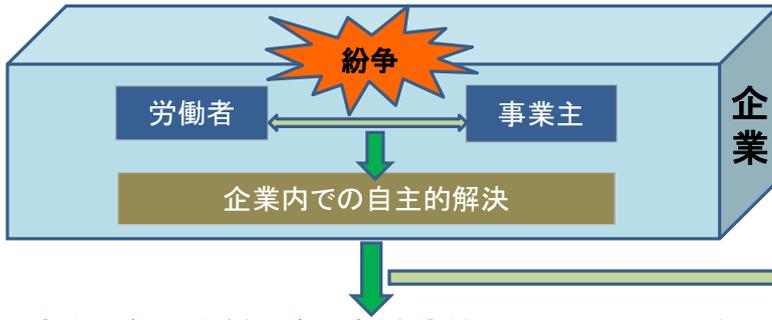


職場でのトラブルでお悩みの労働者、事業主の方へ

- 1 相談内容はいろいろです。
 その中で何を解決したいのかが重要です。



労働基準監督署、公共職業安定所、雇用環境・均等室
 法律違反に対する行政指導

- 2 民事上の個別労働紛争の解決方法はいろいろあります。(労働組合が関与しない紛争が対象)

対応機関	解決方法	制度概要	時間 (処理期間)	手続 (書面手続の有無)	費用口	メリット	デメリット	
三重労働局	・労働相談等	判例等の情報提供	即日	無	無料	・簡易 ・迅速 ・非公開	任意の制度	
	・助言・指導	電話等による通知	数日以内	無				
	・紛争解決の援助	面談による助言・指導	1ヵ月程度	無				
	・あつせん	話し合いの場の提供 (個別方式)	1ヵ月程度	有				
	・調停	調停委員による調停 (個別方式)	3ヵ月程度	有				
三重県労働相談室	・労働相談	法制度説明、 解決等に向けた助言	即日	無	無料	・簡易 ・迅速 ・非公開	-	
	・あつせん(受付事務のみ)	(三重県労働委員会へ委任)	1週間程度 (委任手続の みの期間)	有				-
三重県労働委員会□	・あつせん	話し合いの場の提供	1ヵ月程度	有	無料	・簡易 ・迅速 ・非公開	任意の制度	
津地方裁判所	・調停	話し合いによる解決 (簡易裁判所のみ)	事案による	有	3,000円程度 ※欄外参照	・任意の制度 ・非公開		
	・少額訴訟	60万円以下の金銭支払のみ (簡易裁判所のみ)			10,000円程度 ※欄外参照			・原則として1回で判決 ・和解による終了あり ・公開
	・訴訟	判決等による解決 (140万円を超えない請求は簡 易裁判所)			13,000円程度 ※欄外参照			・判決等により判断 ・和解による終了あり ・公開
	・労働審判	原則3回で審判 (地方裁判所のみ)			6,000円程度 ※欄外参照			・見込みがあれば調停を行う ・異議申立により訴訟へ移行 ・任意の制度
三重弁護士会	・法律相談	予約制 面談による弁護士の相談	30分 (1回の相談で 終了する場合)	有	1回 5,000円	・弁護士によるアドバイス ・県内各地で相談可	費用が必要	
法テラス三重 (日本司法支援センター 三重地方事務所)	・代理援助・書類作成援助	弁護士・司法書士費用等を 一時立替 (資力の乏しい方のみ・法人不可)	事案による	有	立替基準による	立替費用を月賦返済	-	
	・情報提供	解決に役立つ法制度や 相談機関の紹介			無	無料	・労働問題以外も可	-
	・法律相談	弁護士・司法書士による法律 相談 (資力の乏しい方のみ・法人不可)			1回30分 (同一案件3 回まで)		有	・法的判断に基づく助言
社労士会労働紛争 解決センター三重	・あつせん	話し合いの場の提供 (個別方式)	1ヵ月程度	有	当分の間無料	・簡易 ・迅速 ・非公開	任意の制度	
(社)日本産業カウンセラー 協会 三重事務所	・カウンセリング	資格を有する産業カウンセ ラーによる問題解決に向け ての支援	1回50分 (継続可)	無	1回6,200円 (賛助会員5,500円)	・簡易 ・迅速 ・非公開 ・継続可	費用が必要	

※請求額が50万円で、申立人(原告)と相手方(被告)が各1人の場合の申立手数料(収入印紙)及び郵便切手の合計金額です。
 (それ以外の請求額の場合はお問合せ願います。)
 弁護士を依頼される場合は別途報酬等が必要となります。

3 各対応機関からのお知らせ&お問合せ先

<p>三重労働局  </p> <p>○助言・指導 労働局の職員(総合労働相談員等)が、申出内容を相手方に電話連絡し、話し合いによる解決を促進する制度です。申し込みは電話でも可能です。</p> <p>○あっせん 年間約40件のあっせん申請を受理し、うち約6割があっせんを開催しており、開催した事案のうち約7割が和解成立し、解決しています。 あっせんは半日一回限りで終了します。</p> <p>【お問合せ】 雇用環境・均等室(紛争相談窓口) 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2F 059-226-2110</p>	<p>男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する労使間の紛争については雇用環境・均等室へ。 「助言・指導・勧告」「調停」といった紛争解決を援助するための制度が利用できます。</p> <p>【お問合せ】 雇用環境・均等室(企業指導・相談) 津第二地方合同庁舎2F 059-226-2318</p>	<p>障害者雇用促進法に関する労使間の紛争については職業対策課へ。 「助言・指導・勧告」「調停」といった紛争解決を援助するための制度が利用できます。 ※平成28年4月1日より施行</p> <p>【お問合せ】 職業安定部 職業対策課 津第二地方合同庁舎2F 059-226-2306</p>
--	--	---

三重県労働相談室  

○労働相談 (電話・面談) 月・水・金 9:00~17:00 火・木 9:00~19:00

○弁護士相談 毎月第2金曜日 13:00~16:00 ※2日前までに予約

○ポルトガル語、スペイン語の通訳 平日毎日 9:00~16:30 059-213-8290 電話相談に通訳を交えた3者間通話で対応。

【お問合せ】
津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館1F
059-213-8290

三重県労働委員会 

○労働委員会のあっせんの特徴
※申請窓口は三重県労働相談室
・「労働者側」、「使用者側」、「公益側」の合計3名のあっせん員により行われます。
・開催回数は1回限りではなく、歩み寄りができなかった場合は2回以上も可能です。
・当事者の希望により双方が顔を合わせない個別方式で開催することもできます。

【お問合せ】
津市栄町1-954 三重県栄町庁舎5F
059-224-3033

津地方・簡易裁判所 

○平成27年度統計情報(速報値)
※以下の数値は延べ件数
・労働審判受理件数 32件
・終局件数33件 (内訳:調停24件、審判7件、その他2件)
・審判に対する異議申し立てなどにより訴訟移行した件数 2件

【お問合せ】
民事部
津市中央3-1 (地方裁判所) 059-226-4744 (簡易裁判所) 059-226-4614

三重弁護士会  

○法律相談
・県内各地で相談が受けられます。(津、四日市、伊勢、松阪、熊野、名張)
・津及び四日市では休日(第2・第4土曜日午前10時~正午)、夜間(毎週水曜日午後6時~午後8時)のご利用ができます。
※予約制(予約専用ダイヤル:059-222-5957)

【お問合せ】
事務局
津市中央3-23
059-228-2232

三重県社会保険労務士会  

○社労士会労働紛争解決センター三重
・労働問題に精通した社会保険労務士である「あっせん委員」によるあっせん
電話 : 059-228-4994
受付時間 : 月曜日~金曜日(祝日は除く) 10:00~16:00

○総合労働相談所
・労働に関する様々なトラブルについての無料相談
電話 : 059-228-6064
開催日:毎週水曜日
時間:13:00~16:00

【お問合せ】
事務局
津市島崎町255
059-228-4994

法テラス三重 (日本司法支援センター三重地方事務所) 

○民事法律扶助による無料法律相談
経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、次の援助を行っています。
・無料法律相談(法律相談援助)
・弁護士・司法書士の費用の立替え(代理援助・書類作成援助)

「収入等が一定額以下である」などの要件確認を行います。収入及び資産を証明する書類の提出は、法律相談援助の段階では原則として必要ありません。
相談の結果、代理援助・書類作成援助を利用する場合には、審査において改めて要件確認を行います。その際に、1.資力を証明する書類(課税証明、非課税証明、給与明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票等)2.住民票、3.関連書類 などをご提出いただきます。

【お問合せ】
津市丸之内34-5 津中央ビル6F
050-3383-5470

(社)日本産業カウンセラー協会 

○カウンセリング等
資格を持った産業カウンセラーが、働く人の悩みをお聞きし、問題解決への支援をします。
カウンセリング実施日:月曜日~金曜日 (土日も応相談) 10:00~17:00
※電話による予約制

【お問合せ】
三重事務所
津市羽所町513 サンヒルズ2F
059-213-6960

 まずは相談したい方

 紛争当事者間の話し合いで解決を図りたい方

 裁判や労働審判等を利用したい方

※サービス内容、制度の詳細については各機関・団体へ直接お問い合わせください。